

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 7件 (4月15日～4月21日分)
 - (1) 乗合バスの車内事故 1
 - (2) 乗合バスの車内事故 2
 - (3) 乗合バスが原動機付自転車と衝突した事故
 - (4) トラック運転者の酒気帯び運転
 - (5) トラックの荷揚げ用アームが電線に引っ掛かった事故
 - (6) トラックが乗用車2台に追突した事故
 - (7) 自家用有償バスが畑に転落した事故
2. アルコール検知器使用の義務化を5月1日から実施します。(再周知)
3. 安全対策に対する国の補助制度(平成23年度)を発表しました。(再周知)

【1. 重大事故情報 = 7件】(4月15日～4月21日分)

(1) 乗合バスの車内事故 1

4月6日午後4時30分頃、新潟県において、乗合バスが乗客約20名を乗せて運行中、前方の路肩に駐車していた乗用車が急に発進し、当該バスの前に進入してきたため、当該バスの運転者が衝突を避けようとブレーキを踏んだところ、立っていた乗客(男性、82才)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が肋骨(6本)骨折で入院する重傷を負った。他の乗客及び運転者に負傷はなし。

事故当時、当該乗客は着席していたが、車内で知り合いを発見したため立ち上がっていた模様。

(2) 乗合バスの車内事故 2

4月19日午前10時50分頃、徳島県において、乗合バスが乗客14名を乗せて運行中、降車扱いのためバス停に停車しようとしたところ、乗客1名(女性、74才)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が手首骨折の重傷を負った。

転倒した乗客は、当該バス停で降車するために、当該バスが停車する前に座席より立ち上がったため、バランスを崩して転倒した模様。

(3) 乗合バスが原動機付自転車と衝突した事故

4月21日午後6時20分頃、和歌山県において、乗合バスが乗客2名を乗せて運行中、対向してきた原動機付自転車と正面衝突した。

この事故により、当該原動機付自転車の運転者(50才)は死亡。当該バスの乗客及び運転者に負傷はなし。

事故現場は、当該バスから見て右へ緩やかにカーブしている片側一車線の道路で、事故当時、当該原動機付自転車はセンターラインを越えて走行していた模様。

(4) トラック運転者の酒気帯び運転

4月13日午後11時30分頃、北海道の交差点において、トラックが右折しようとしたところ歩行者と接触した。

この事故により、この歩行者が負傷した。

警察の現場検証の際、当該トラックの運転者から酒の臭いがしたため、警察が飲酒について検査したところ、アルコールが検出されたため、この運転者は逮捕された。

なお、当該運行における運転者の乗務前点呼は、午前10時に車庫を出庫する際に、対面ではなく電話で行われた模様。

(5) トラックの荷揚げ用アームが電線に引っ掛かった事故

4月14日午後4時55分頃、富山県において、大型トラックが荷揚げ用アームを上げたまま走行したため、当該アームが電線に引っ掛かり、この電線に引っ張られて電柱が根元から折れ曲がった。

この事故による負傷者はなし。

当該トラックの運転者は、事故現場近くの資材置き場で積み荷の鉄骨をおろした後、当該アームが伸びたままになっていることに気付かずに走行していた模様。

倒れた電柱は、道路を塞ぐように傾いていたため、復旧まで5時間の通行止めとなり、また、付近の住宅41戸が1時間20分停電となった。

(6) トラックが乗用車2台に追突した事故

4月16日午前1時頃、三重県的高速道路において、トラックが走行中、片側三車線のうち中央の車線上に停車していた乗用車2台に追突した。

この事故により、追突された2台の乗用車の運転者が死亡し、車内にいた1名が重傷を負った。当該トラックの運転者に負傷はなし。

事故当時、2台の乗用車の運転者は、乗用車を中央の車線上に停車させたまま車外で口論をしていた模様。

当該事故で、当該高速道路が約9時間通行止めとなった。

追突したトラックの運転者は、オートクルーズ機能を80km/hに設定して走

行しており、前を良く見ていなかった模様。

(7) 自家用有償バスが畑に転落した事故

4月13日午後4時10分頃、島根県において、自家用有償バスが発地のバス停に停車中、発車まで時間があつたため、当該バスの運転者は、当該バスのエンジンを止め、ギアをニュートラルにし、サイドブレーキをかけて車外に出ていたところ、当該バスが動きだし、道路左側の畑に転落（約2m）した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、当該バスに乗客はいなかった。

当該バスの運転者は、当該バスが動き出したことに気付いたものの止めようがなかった模様。

なお、当該道路は下り勾配であり、ガードレールの設置はなかった。

【2. アルコール検知器使用の義務化を5月1日から実施します。(再周知)】

東北地方太平洋沖地震によるアルコール検知器の生産・出荷への影響を踏まえ、自動車運送事業者の点呼における運転者の酒気帯びの確認のためのアルコール検知器使用の義務化の実施時期を4月1日から**5月1日**に延期するための省令等の改正を行いましたのでお知らせします。

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年4月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、アルコール検知器を使用することを義務化することを予定していたところ、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の影響により、アルコール検知器製造・販売事業者におけるアルコール検知器の生産・出荷に一部遅れが生じていることが確認されました。

これを踏まえ、義務化の実施時期を4月1日から5月1日に延期しました。

なお、アルコール検知器義務化の詳細については、下記URLをご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html)

対象となる事業者

一般旅客自動車運送事業者

特定旅客自動車運送事業者

一般貨物自動車運送事業者

特定貨物自動車運送事業者

貨物軽自動車運送事業者

特定第二種貨物利用運送事業者

【 3 . 自動車運送事業者における事故防止対策の支援のための補助制度（平成
23年度）の内容を発表しました（再周知）】

3月31日、国土交通省は、自動車運送事業における事故防止対策の支援の
ための補助制度の内容を発表しました。

自動車運送事業者における交通事故防止の取り組みを支援するため、衝突被
害軽減ブレーキ等の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対して、
国から補助金を交付するというものです。

概要は次のとおりです。

1 . 実施する補助事業

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

被害軽減ブレーキ

ふらつき注意喚起装置

車線逸脱警報装置

車線維持支援制御装置

車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

(2) 運行管理の高度化に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

デジタル式運行記録計

映像記録型ドライブレコーダ

(3) 社内安全教育の実施に対する支援

自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部
専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2 . 補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきまし
ては、下記のとおりです。

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援：国土交通省のホームページ
の以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_23.html)

(2) 運行管理の高度化に対する支援：国土交通省のホームページの以下のペ
ージに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000009.html)

(3) 社内安全教育の実施に対する支援：国土交通省のホームページの以下の
ページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000010.html)

3 . 補助制度の交付申請受付期間

交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

- (1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援：
平成23年4月1日～平成24年1月31日
- (2) 運行管理の高度化に対する支援：
平成23年5月9日～平成23年5月20日
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援：
平成23年5月23日～平成23年7月1日

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問 (配信登録の解除方法等)

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・フリーダイヤル受付 0 1 2 0 - 7 4 4 - 9 6 0

(平日9:30～12:00 13:00～17:30)

・自動音声受付 0 3 - 3 5 8 0 - 4 4 3 4 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

